

福岡市病院事業運営審議会の運営について

福岡市病院事業運営審議会規則（昭和44年福岡市規則第13号）第9条の規定に基づき、福岡市病院事業運営審議会の運営に関し、下記のとおり定める。

平成25年2月5日

福岡市病院事業運営審議会会長 久保 千春

記

会長は、福岡市病院事業の運営に関し報告を受けるため、原則として年に1回、福岡市病院事業運営審議会規則第7条第1項の規定により審議会の会議を招集するものとする。